

苫小牧市住民投票条例市民検討懇話会（第3回）会議録

開催日時 平成24年12月19日（水）午後6時30分～午後8時45分
開催場所 苫小牧市役所8階 81会議室
出席委員 東会長、福井副会長、高野委員、江川委員、阿部委員、岡委員、佐々木委員、長岡委員
欠席委員 なし
事務局 市民自治推進課長（松岡）、市民自治推進課主査（中村）、市民自治推進課（今村）
説明員 選挙管理委員会事務局主査（磯崎）
報道機関 苫小牧民報社記者
傍聴者 なし

1 開会

○事務局（松岡市民自治推進課長） それでは、本日はお忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございます。ただ今から、苫小牧市住民投票条例市民検討懇話会を開催させていただきます。

会議開催の前に、委員の交代がありましたので、お知らせいたします。苫小牧青年会議所の伊部委員から委員辞職の申出がありまして、昨日付けで委員の職を解きまして、本日付けで苫小牧青年会議所から推薦のありました阿部和法さんを委員として委嘱することになりました。私の方からですけれども、委嘱状を交付させていただきます。

2 委嘱状交付式

（阿部委員に委嘱状が交付される。）

○事務局（松岡市民自治推進課長） 今、委嘱状の交付を終えましたので、阿部委員の方から自己紹介を含めまして、一言お願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

●阿部委員 御紹介にあずかりました苫小牧青年会議所の阿部と申します。生まれも育ちも苫小牧でこれからも苫小牧に住んでいこうと思っていますので、是非、苫小牧の役に立てればなと思っています。どうぞよろしく申し上げます。

●会場の委員 よろしく申し上げます。

○事務局（松岡市民自治推進課長） お一人、委員さんが代わりましたので、改めまして皆さんに自己紹介をお願いしたいと思います。東会長からよろしく申し上げます。

●東会長 会長の東でございます。以前、別の会で御一緒させていただきました。よろしくお願ひいたします。

●福井副会長 副会長の福井です。同じくよろしく申し上げます。

●江川委員 町内会連合会の江川といいます。よろしく申し上げます。

●長岡委員 長岡です。よろしくお願いします。

●高野委員 他の会議でも同様に、いつもお世話になっております。よろしくお願いします。

●岡委員 岡と申します。よろしくお願いします。

●佐々木委員 佐々木と申します。よろしくお願いします。いつもお世話になっております。

○事務局（松岡市民自治推進課長） こういうメンバーですので。事務局は、いつも会議で会っておりますので、よろしくお願いします。

本日は、事務局の横にありますが、議論を予定しております個別論点につきましては選挙事務に関連することが多いものですから、今回ですね、選挙管理委員会事務局の磯崎主査に説明員として出席をお願いしております。

○説明員（磯崎選挙管理委員会事務局主査） 選挙管理委員会の磯崎です。よろしくお願いします。

○事務局（松岡市民自治推進課長） それでは、これからの会議の進行を東会長にお任せいたしますので、よろしくお願いします。

3 会議

●東会長 お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。会の方の進行が、若干、予定より遅れておりますが、十分審議を尽くすということを心掛けて進めてまいりたいと思います。それでは、前回、論点第8で終わったかと思います。本日は議題の「第9 設問及び選択肢の設定」、こちらから順に検討してまいりたいと思います。まず「第9 設問及び選択肢の設定」につきまして、事務局の方から御説明をいただきたいと思っております。よろしくお願いします。

(1) 住民投票制度に係る個別論点の検討について

【第9 設問及び選択肢の設定】

○事務局（中村市民自治推進課主査） 「第9 設問及び選択肢の設定」につきまして、御説明いたします。本項では、設問及び選択肢の設定について、誰が、どの時点で、どのように設問及び選択肢を設定するのかについて検討するものでございます。

設問及び選択肢の設定につきましては、設定者、場合によっては請求者についても、設問等を恣意的に提案したり、曖昧な設問や選択肢を設定するような可能性が考えられるものございますが、設問及び選択肢につきましては、投票者が容易に内容を理解でき、かつ、一方的に意見を誘導するようなものであってはならず、公正、公平であることが要請されるものでございます。

「1 設問及び選択肢の設定者並びに設問を設定する時期」につきましては、住民投票の発

議者が市長であることから、最終的には市長が設問を設定することになるかと考えられるところでございます。設問につきましては、請求者の意思について、事実上の確認作業を行いながら、実際には住民投票の期日を告示するときまでに発議者である市長が決定することになるかと考えられます。

「2 設問及び選択肢の形式」につきましては、選択肢について、どのような枠をはめるのかということでございます。投票結果を明確に捉えるという観点から、選択肢を「二者択一により賛否を問う方法」とするのが住民投票条例では一般的であると考えられますが、「市長が必要と認めたとき」に限り、例外的に複数の選択肢を設定する形式をとることができる規定としている自治体もございます。

なお、参考資料といたしまして、「住民投票の形式についての他市町村規定例」を添付してございますので、併せて御確認をお願いいたします。

論点第9につきまして、事務局からの説明は、以上でございます。

●東会長 ありがとうございます。ただ今の事務局からの御説明につきまして、何か御質問等はございませんでしょうか。

●東会長 それでは、私の方からきっかけを提供させていただきます。

まず、「誰」が「どの時点」で「どのような設問」ということでございますが、「誰が」ということにつきましては、これは最終的に市長が設問を設定すると。ただし、その際には、請求権者の意思を確認して設定するということでございますね。設問の設定に当たっては、当事者が容易に内容を理解できるものであるということと、かつ、一方的に意見を誘導することのない、公正、公平なものである、そういった点に留意するということが問題点として挙げられると思いますが、この点につきまして、何か、御意見等ございますでしょうか。

●東会長 発議権者が市長だということであっても、実際に設問の設定を策定する作業というのは、担当の部署の方がある程度準備されるわけですね。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 現実的な作業といたしましては、住民投票の署名を集める（最初の）段階において代表者に資格証明書を交付する段階、それから署名が集まった段階で具体的に（住民投票の）本請求という形になるかと思っておりますけれども、住民投票の実施の時には、請求の趣旨を1,000字以内で記載するものを提出させている自治体とか、そのようなものがあるので、最終的にはそのような（手続の）中で、総合的に（というか）実際に投票が行われるまでの間に、設問等については具体的に決定されるというような形になるかと思われまます。

●東会長 はい。請求者の請求の趣旨というものに配慮して、投票の際にですね、賛否の表明が容易にできるような形に設問を整理していくと。そういうことになるわけでしょうか。

○事務局（中村市民自治推進課主査） はい。そのような形になるかと思います。

●東会長 特に何かこの点につきまして、御意見ございませんでしょうか。

●佐々木委員 すいません。あの、市長が設問を設定するに当たり、第三者にチェック機

能を持たせるといふ考え方もあると書いてありますけれども、他の市町村で、例えばそういうのを取り入れている所は、第三者という方の人たちは、どんな方たちなんですか。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 第三者として考えられるのは、一般的には地方自治法上の附属機関、例えば新たに住民投票条例の設問を設定するような附属機関を設定する、若しくはその既存のいわゆる審議会の中で審議するという形が考えられるわけですが、地方自治法上の附属機関については（参与機関ではなく諮問機関であることから、最終的な設問の）決定権がないわけですが、仮にそこ（地方自治法上の附属機関）で、「こういうのが望ましい」というものが提示されたとしても、法的には、最終的には市長が（設問を）決定をするという形になります。

ただ、それは当然、市長はその決定と言いますか、そこで審議された設問については一定程度の尊重というか、かなり重く受け止めた中で最終的に判断するということになりますので、その意味では、事実上、そこ（地方自治法上の附属機関）で決まる、現実的にはそういうところで決まるということは、理屈の上では考えられるところです。ただ、なかなかそこは、諮問機関の意見に執行機関が法的に拘束されない中で、設問についてそういった第三者機関に議論させることが適切であるのかどうかですとか、最終的に（住民投票を）執行するのが市長であるというところの判断において、それが妥当であるのかというところは、また別な議論があるかと思えます。

●東会長 他に何か御質問はございませんでしょうか。

○事務局（中村市民自治推進課主査） この辺りは、例えばですね、意見を聴いて設問を作るとか色々あると考えられるわけで、ただ、じゃあ、それを制度化するのかどうかというのは、十分に検討してからでないとなかなか難しい部分かと思えます。

●東会長 住民の方からこの住民投票の実施の請求があった場合に、その請求の趣旨が書面で提出されて、それをまあ整理して、実際に選択肢が作られると。発議権者が市長であると言っても、市長がですね、請求者の請求の趣旨をゆがめて、市長がその独自にですね、この選択肢を設定するというような懸念はそれほどないと考えてよろしいのでしょうか。懸念される所は、そのあたりじゃないかなと気がしたのですが。そこで、第三者機関を入れた方がいいのかどうかということの今ご質問の中にございましたけれども、そういった懸念があつての第三者機関がどのような物かということだったのでないかなというふうに考えますが。

●佐々木委員 そうですね。チェック機能のための第三者（機関）というのを作るため、附属機関を新たに設定するのであれば、そこに関わる人がどうか、何といいますかその人選による（ところであるのかなと）、（設問の公平性を担保するのは、）すごく人選による（ところが大きい）のかなというのをすごく感じたものですから。何というのでしょうか、第三者機関の制度についてわざわざ導入しているのであれば、何となくさらっと流れてしまうチェックの（ための）第三者（機関）であつては、あまり意味がないのかなと思つたので、例えばそのような制度を取り入れている市町村では、どういうふうにそのようなものを設定しているのかなというのが知りたかつたんです。

●東会長 何かそういった事例というのはございますでしょうか。

○事務局（中村市民自治推進課主査） ちょっと「この自治体だ」という事例は直ちに今お示しできないのですね、その部分については後ほどと言いますか、ちょっと機会を改めて御説明というか、自治体があるかどうか、もう一度見てみたいと思います。

今の問題というのは、市長裁量権の発生する全ての項目について、そのような懸念というのは常にあり得るのかなというところがございまして、それでは、それ（裁量権）を（行使するに当たって）、どこまで恣意性が働くのかどうかということも合わせて、事例に応じて検討していく必要があると考えているところでございます。例えば住民投票を実際に請求する場合において、請求の要旨を書かせるような様式にして、それが住民投票の実施の際に告示されるというような設計にしていれば、その内容というものは、告示という行為によりまして、一定程度、広く知られることとなる中ですね、仮に市長がそのような恣意的な設問（の設定）をしたときに、法的なというか、その、何ですかね。「適正ではない。」（という）ことを（市民が法的に）争うとしたときに、仮に争うことができなかったとしても、それで市長が実際、その後、耐え得るのかという問題もございまして、そういうところでは、一定程度の恣意性というのは当然に働かないものと考えているところでございます。

ただ、それはそうであっても、「（恣意的な設問を設定するような）そういうこともできるのではないのか。」という御質問に対しては、「その余地はある。」という回答にはなりますが、一定程度の抑止というか、そういう意味での（公平性の）担保というのは、審議会等によって審議をするという形式には限られないものかとは思いますが。

●佐々木委員 はい。

●東会長 それでは、その住民投票（を実施するという趣旨）の告示の際に、あらかじめこの選択肢と同時に請求者の請求の趣旨をですね、文書で記したものを同時に示すという形にすれば、その請求の趣旨と選択肢のズレがないかどうか、また、公平公正な選択肢の設定がされたのか、そういったところが投票権者自身の判断でできるというような方法が考えられるということなんでしょうかね。

○事務局（中村市民自治推進課主査） （設問の）設定者側というか、設定者というか、住民側に（設問の設定について）委ねるという考え方はあろうかと思えます。それは飽くまでも最終的に市長が実施をする住民投票において、住民が出してきたもの（設問）について、そのまま（設問として）出すような、選択肢として出すという設計をしてよいのかどうかというところは、別途議論する必要があると思えます。

それで、市長が具体的にチェックをするタイミングとして考えられるのは、署名を集めるために代表者に資格証明書を交付する段階、次は本請求において実際に署名簿を提出する段階の二つの段階があるわけです。その後、最終的にいつ選挙が具体的に行われるのかという告示が行われる中で、その中で最終的にどの時点で決定していくのかということがありますが、それは自治体の考え方というか、やり方というところはかなり大きく左右される部分かと思われます。それで（、市民が住民投票の署名の収集を開始しようとする場合において）、現実の（実務上の）問題として、（事前の問い合わせがなく、）いきなり（市民が申請に訪れて）「署名を集めます（ので直ちに代表者の資格証明書を交付してください）」というのは、突然来てというのは、なかなか現実的には難しいところがありますので、その（住民投票の）請求の前には、実際には事前の相談とか、そういった事実上の指導と言いますか、（相手方との）相談の中で決定していくようなところがありますので、そういった一連の流れの中で、最終的に住民投票が具体的に実施されるまでの間に（設問に

については）確定していくということになろうかと思えます。そのため、どの時点に（設問の決定が）なるかというのをはっきり示すことは、現時点では難しいのかなと思えます。それは、制度設計に委ねられるところなのかなと思えます。

●東会長 他に御意見、ございませんでしょうか。

●福井副会長 いいですか。「請求者の意思を確認して」というところなのですけども、設問ができた時点で、請求者に対して「これでいかがですか。」という確認をするということによろしいのですか。

○事務局（中村市民自治推進課主査） そういうやりとりを何回も重ねていった中で、最終的に（設問を）決定をするので、当然、請求の趣旨というものを十分斟酌をした上で、設問は決定されるということになりますので、当然それは、その段階では確認作業であるとか、市民が住民投票を請求しようとしている項目と合致をしているのかということ、その時点で判断される形になります。

●福井副会長 じゃあ、懸念されるのは、そこで、請求者が「こうじゃないんだ。」と言って（設問を変更しようとして）も、結局、変わらないで（設問がそのまま）出るということが懸念されるということですか。それか、市長が設問を設定した段階で、請求者が「これでオッケーです。」と言うまで、（設問は）変え続けてもらえるものなのか。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 最終的に設問を設定する権限、権限と言いますか設問を最終的に決定するのが市長だとすれば、それは十分に（請求者の）意図を酌んで最終的に（請求者との）見解が分かれたとしても、（最終的には）市長の決定ということになろうかと思えます。つまり、「この設問でやってください。」という（請求者からの要望のあった）設問に対して、「その設問では適切でない。」と市長が判断して、別の設問を提案した場合については、その設問になろうかと思えます。

●東会長 今の事務局の御説明を伺いますと、現実には、十分設問の設定に当たってはですね、請求者側と市長側との協議が図られて、最終的な設問設定に至ると。そのプロセスが確保されているわけですが、最終的に市長が発議権者であるということから、最終的にですね、市長とその請求者との見解の相違があった場合、市長判断で設問が設定されるということはあるということですね。

○事務局（中村市民自治推進課主査） はい。

●東会長 そうなった場合、例えば先程申し上げましたように、請求者の本来の請求の趣旨というものです、例えばその1, 000字以内とか先程御説明がございましたけれども、そういった請求の趣旨というものをですね、住民投票の実施に当たってその設問と同時に請求権者の趣旨も同時に示されるのかどうかと。それが示されるのであれば、その請求権者の趣旨と最終的な市長の設問設定の間に大きな隔たりがあるとすれば、それは投票者の方がその点を判断できるわけですから、市長の最終的な（住民投票の）発議権の行使が（全体として）適切であるかどうかも含めてですね、やはり、この住民投票において住民の意思が表明されるということで、最終的には市長の裁量権の濫用に近いようなものがあってもですね、住民が判断できるという可能性が残されるのではないかなという気がす

るんですが。

●阿部委員 1,000文字の（請求の趣旨）。と言っても、なかなか目を通す市民の方はいないと思いますね、もし付けたとしても。例えば「請求権者の承認を得ないと設問できない。」という場合だと、どんなデメリットがあるんでしょうかね。その、市長だけで（設問を決めること）はいけなくて「請求権者もこれでオッケーだよ。」というような判子をもらうとか、そのような仕組みを採らないのはなぜなのか、どんなデメリットが考えられるのか。

○事務局（中村市民自治推進課主査） まず、市長が必ず（しも請求者の同意を得ることなく設問を）作らなければならないというのは、そういうことを今回（事務局が案として）決めて（提出して）いるわけではないのでですね、（懇話会における）考え方によってはそれ（請求権者の同意）がないと通らない（設問が設定できない）というような制度設計にして、そういうようなのが望ましいという（懇話会における）結論も、当然ありうるところかと思われま。それで、あの、最終的にどうなんでしょう。その形を採ったとしても、最終的にそれ（設問）を決定するのは、（住民投票を実施する）市長ということになりますので、その意味での市長の決定ということも含まれていると考えているところです。質問に対する答えになってるか、ちょっと分からないのですけれども。ですから、最終的にはその（請求者側の）合意を得て市長が決定するというようなニュアンスになろうかと思えます。

●阿部委員 これって、住民投票をやろうと思った人たちが、まず（住民投票の実施の請求に）行ったときに、「設問がゆがめられた」だとかっておかしな話になる可能性もなくはないですよ、住民投票を行おうとしたときに。そういったときに、そういった人たちの言質を取るようなこともしっかりしておかないと、結局、お金をかけて住民投票やりましたといっても「僕たちの思ったのと意図は違うんだ。」と、またそこで騒がれたら、またおかしな話になっちゃうから、その辺りはしっかりとコンセンサス、同意を取っていくような形で、お互いの証拠じゃないですけど、取っていく形でやっていかないといけないのかなと僕は思いますね。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 今の御指摘は、非常にそのとおりだと思います。当然、署名を集めるということは、一定数のそれ（署名収集）に賛同する市民がいて、「こういうことで住民投票をやるのだな。」という理解の下に、当然、それぞれの市民は署名、それに賛同して署名をしていって、一定数以上の市民の意思として住民投票（の請求）を行うということを考えたときに、その意思というものがその時点からしっかり伝わってなければならぬので、それが設問によってゆがめられるということは当然あってはならないことだと思います。当然、署名を（収集）するに当たっては、「こういう趣旨で住民投票をやっているんだな。」ということ（が理解された中で住民は署名をしているので、この意味から）は、設問（を設定する場合）においても、（請求者側の請求の意図がゆがめられないことは、）当然、担保されるべき問題だと考えております。

●高野委員 「設問の」というほどのものじゃないのではないのでしょうかね。もう、イエスカノーか、賛成か反対かしかないもので、設問自体は。多分、「賛成」ですか、「反対」ですかという、その二文字しか出ないと思うのですけれども、そこに至るまでの過程をしっかりとオープンにするのか、それともクローズにするのかという、その部分も重要にな

ってくるんじゃないですかね。

○事務局（中村市民自治推進課主査）　そうですね、正にそういうお話かと思います。当然、設問形式としては、例えば「賛成」、「反対」、「保留」ですとか。まあ、「保留」というのが良いかどうかという問題はありますけれども、二者択一とすれば「賛成」、「反対」というような形式が考えられるわけでごさいます。それで、設問の中で、例えばねじれの質問とか、見る人によっては逆にイエスとノーを間違えるような日本語としての設問とか、そういうことが実際に行われなければ、割とイエス、ノーの択一で答えるとしたときに、○×で答えるとしたときに、設問の設定における恣意性というのが具体的にどの程度ありうるのかという高野委員の御指摘といいますか、お考えの中ではそういうことなのかと思って、今、聴いておったのですけれども、そのような理解でよろしいでしょうか。

●高野委員　そうです。基本的に多分、住民投票を実際にやるときには、もうイエスかノーかしかない状況での判断の下で、市民にそれを求めるという話だと思うので、その段階では、もう、そのような「設問が」というよりも、その説明文のような「なぜ、住民投票を実施するに至ったのか。」という説明は、確かに必要だとは思いますが。設問、それ自体は「賛成」ですか、「反対」ですか（といった）、例えばちょっとこの間まで（市において議論が）出ていた話では、震災のがれきを「受け入れます」か、「受け入れませんか」という、多分、その文字しか出てこないと思うんですね。ただ、その受入れに至った事情であるとか、それに対して「それは住民投票で考えた方がいいんじゃないか。」というものについてまで、そこの投票用紙に記載すべきなのか、それとも本当に選挙の投票用紙のように大したものを書いてなくて、「賛成」ですとか「反対」ですとかいうふうにするべきなのかによっても、ここの中身って変わってくるんじゃないかと思うんですよね。

○事務局（中村市民自治推進課主査）　そうですね、今の高野委員の話というのは、設問についてはやはりシンプルにすべきであって、なおかつ、例えば長い文章の中で「AはBであるとあなたは思いますか。」とか、色々、聴き方によって（回答が）変わってくる設問というものもあるわけですが、そういうものではなくて、何々の建設に「賛成」とか、ちょっとあの、今、いい例が浮かばないのですけれど、そういうような。

●高野委員　そうですね。例えば何々の建物の建設に「賛成」である、「反対」であるという、通常これまでに行われた住民投票はそういうものが多いじゃないですか、市町村合併に「賛成」であるとか、「反対」であるとか。まあ、実際に、常設型の住民投票条例になると、もう少し細かな規定になってくるのかもしれないけれども。そう考えると、設問にあまり長々と書くのも逆に市民の混乱を招くのかなと。現状において何に対して議論をして、それに対してのイエスかノーかというふうにした、シンプルにした方が分かりやすいのではないのかなと。対象年齢をどこまでにするのかという議論にも関連してくると思うんですけれども。

●阿部委員　それと、あと、震災がれきの話でいくと、「がれきを受け入れますか。」と「検査して大丈夫ながれきを受け入れますか。」という設問だと全く感覚が違ってきて、請求権者にとってはその前置きの部分が重要だと思うんですよね。そこがゆがめられると、（請求者が）思った意図と違う住民投票となってしまうということが考えられるので、その辺りはやっぱりしっかりしないといけないかなと。

○事務局（中村市民自治推進課主査）　そうですね。一定程度の費用をかけて行われることを考えたときに、その前提部分がないと変わってくるようなものを、その、なんですかね、住民投票の請求として署名の活動というか署名を収集するような作業が始まってしまうと、やはり、それは混乱を招いてしまうことになろうかと思imasるので、それは一番初期の段階で、請求者の意図をしっかりと確認しながら、適切な請求の趣旨であるのかということ判断して、決定していかなければならない問題だと思います。

●東会長　今の議論にございましたように、選択肢というのはこれはできるだけシンプルなもの、これは当然だと思いますが、阿部委員が言われたように、ちょっとした前提になる部分があるなしで実は賛否が変わってくると投票者の方が迷ってしまうということもございますので、できるだけ一つの論点は一つの設問で聴くと。それで、設問の間に相互に関連するようなものもあると思いますので、関連がですね、一つの流れになるのか、あるいは二通りの流れに分かれるのかと、色々その辺り、実際に設問や問題によっては判断が困難なようなものも生じる可能性はあると思うんですね。「その前提を抜きにすれば反対だ。」「前提があれば賛成だ。」というふうに。ですので、そういった点に十分留意して、できるだけ簡略な問い、イエスカノーかが明確に判断できるような問いを設問として設定すること。それと、請求者の（住民投票を請求した）趣旨というのはですね、これは私が頭に描いていたのは、住民投票の（実施をすることを広く知らせるための）公告の段階で、設問の設定と同時にその趣旨も住民に示されると。それで、実際に投票（を実施）する段階では、もちろん簡単な設問でイエスカノーかというイメージだったんですが。そういうことですよ。

●東会長　ですので、設問の設定によって非常にですね、簡単なようで微妙な重大な問題があるということですので、設問の設定に至るプロセス、先程、事務局から御説明がありましたように、請求権者側と市長側とですね、慎重にお互いに協議を重ねて合意できる形で設問を設定していくと。そこに留意した形でこの制度を設計するということを心掛けていただきたいという辺りで一つまとめていきたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

●東会長　それでは、次の「設問を設定する時期」。これは、資料の中で「設問は、市に署名が提出されたときから住民投票の期日を告示するときまでの間に発議権者が検討し、決定することが現実的である。」と、1枚目の一番最後でございますが、特に何か問題点等お感じであれば、御意見を賜りたいと思いますがいかがでしょうか。

●東会長　実際に投票日に投票所へ出かけて、そこで初めて実際の設問を目にするというよりも、前もってその設問がどういう設問であるのかを公告の段階、告示の段階でですね、分かっていた方が投票しやすいのではないかと思いますので、ここで示されたような考え方というのは、非常に現実的で、問題がないと思われますが。それで御異議がなければ、この論点は、これで了解を得たということにさせていただきます。

●東会長　では次に、先程からの議論にもございましたように、設問の選択肢の形式ですね。二者択一で賛否を問う、明確に賛否を問うということが一般的であって、かつ、望ましいという見解がここで紹介されておりますが。この点につきまして、また御意見を伺いたいと思います。

●東会長 まあ、確かに事案によって選択肢が三つ以上ということも考えられるかと思いますが、原則、二者択一ということですが。それで、かつ、簡潔な設問ですね。イエスカノーか、賛成か反対かという回答の仕方ということですね。

●東会長 この点、特に問題ございませんでしょうか。

●東会長 はい。それでは問題なしということで、二者択一が原則で、簡潔な問いにすると。それで、イエスカノーか、○か×かというような形での問いですね。それで、これは意思を明確にするということで、○、×。何も記載していないものの扱いというのは、これもまた問題になろうかと思えますけれども。つい先程、最高裁の国民審査（平成24年12月16日執行）があったところですが、何も記載しなければ信任というような、そういう扱いですが、住民投票においては明確にどちらかに賛否を表記するということが皆さんお考えでしょうか。それで問題なしということですね。

○事務局（松岡市民自治推進課長）（二者選択が原則ですが、）よく、「事案により」というような項目をどのように考えるのかということがあります。常設型の住民投票条例ということであれば、もしも、通常は争点になるようなものというのは二者選択だとは思いますが、（二者選択では判断ができない）そういう事例が発生したときの常設型（の住民投票条例の規定）としては、そのような規定が必要かどうか、よく、（規定部分の）後段に、「事案により複数の（選択肢）」という趣旨の規定が置かれている例もありますが、それをあらかじめやはり準備しておくか（どうかということもございます）。

●東会長 そうですね。

○事務局（松岡市民自治推進課長） あまり（想定される事例は多くは）ないとは思いますが。

●東会長 まあ、「原則として」ということを入れて。

○事務局（松岡市民自治推進課長） そうですね。原則、だからそれも原則だけをうたっておけば、万が一、そういうときも対応ができる。

●東会長 はい。

●福井副会長 あの、いいですか。選択肢が三つ以上になるというイメージなんですけれども、自分の中で思い浮かぶのは、条件付き賛成のようなものしか思い付かないので。そうすると、色んな条件が発生してきますよね。それで、沢山（の選択肢が）出れば出るほど、結局、住民の意思というのは曖昧なものになる可能性があるもので、やっぱり、原則、二者択一になるような設問をきちんと作るという方に力を入れるべきかなというように僕は思うのですが。今言った条件付の選択肢以外にも、選択肢が増えるという例が何かあるのでしたら、教えていただきたいんですけども。

○事務局（松岡市民自治推進課長） これまで（常設型住民投票条例による）住民投票というのが実際に行われてる例というのがないので、本当に分からないのですよね、（三つ以上の選択肢による判断というのが）起こり得るのか。基本的には、住民投票というのはシ

ンプルな投票であるべきなので、やはり二者選択だと思いますから、原則という部分をうたえばそこでクリアされるのではないのでしょうか。もし、何かが起きた場合も、そこで替えられる、原則ではない場合もオクケーになる。そういうところからすると、基本は「そういうもの（二者選択ができるようなもの）を住民投票すべきだ。」との考えを持っていればいいのかなどは思うのですよね、やはりね。

●東会長 そうですね。

○事務局（松岡市民自治推進課長） 複雑なほど、住民投票には向かないというふうになると思うのですけれどもね。でも、他市がこうやって、ある程度、結構、そういう「事案に応じて」というような規定を入れていることが、どうなのだろうかと思いました。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 現実にそういう選択肢が出てきたのは多分、（市町村）合併問題が顕著なんだと思います。（合併先の枠組みとして）「A市」、「B市」、「AB市」（といった選択肢）。「A市」と合併しますと。そういうものが考えられるとは思いますが、住民投票を実施するに当たって、その、例えば三つある（選択肢）、答えが「イエス」か「ノー」かの時と、（三つの選択肢により）三つある結果が出されたときに、その結果を例えば尊重しようというときにですね、「A」、「B」、「C」（の選択肢の中）で「A」が一番多かったのだけれども、その中での「A」（という結果に対する）、Aの尊重、又は、「A」、「B」の（中の）選択（肢）の中でのAの尊重、ということ考えたときに、それ（三つ以上の選択肢を許容すること）を制度としてその、複数（の選択肢を）あらかじめ設定できるような制度設計をして、その結果としてですね、じゃあ、「A」、「B」、「C」の三つの選択肢を作ったのだけれども、Aが一番多かったので尊重しますというものを、（あえて原則として）その当初の段階から想定しておくのかどうかというところは、やはり考えておく必要があるかと。

●東会長 そうですね。三つの場合「相対多数」、「絶対多数」という問題が発生しますので、そうですね。

○事務局（中村市民自治推進課主査） そのような意味では、三つ以上というのは極めて例外的なもの以外は（なく）、二つという（ことになろうかと思えます）。当然、二つが（原則としての）想定で、三つ以上というのは相当理由がはっきりしていないと、三つ目の選択肢というのは当然に考えられないわけですよね。三つの選択肢を作れるような制度設計にしておく、例えばその、前提付きの質問とか、そういうようなものを誘発する可能性もありますので、実際に意思を把握するために適切なその、投票結果を判断できる項目として、他市の事例において二者択一というのが多いというのは、そういうところかと考えております。

●東会長 それとまあ、二者択一か、あるいは三つ以上ということにつきましては、住民投票を行う目的が何なのかということと不可分であろうと思うんですね。住民投票というのは、非常に議論のあることについて（行われることが想定されますが）、もちろん議会でも議論されているでしょうし、住民の間でも議論されていると。議論がですね、賛否両論と二分されるような事柄について最終的に住民投票によってまあ決着をつけると、裁定すると。そういう形での住民投票の在り方がここで考えられていると思いますので、住民の意見、民意の分布、それを住民投票で知るということではないと思いますので、つまり、

世論調査的なですね、そういうこと（を求めて行われるもの）ではないと思います。やはり、最終的に住民投票で（物事を）決めると、住民の意思を決めると。まあ、もちろんそれは、市長なり議会なりが尊重して、その後のプロセスに至るわけではあるのですが。そう考えますと、やはり、原則、二者択一ということで、明確な（方法）、どちらかが過半数を獲得するという形の方が通常ではないかと。まあ、例外的な場合には、今、具体的にこういうケースがというのは想定されませんが、あり得るかもしれないということで、原則として二者択一という辺りで考えたいかがでしょうか。

●東会長 それじゃあ、そういうことで特に御異議がないようですので、原則として「二者択一」ということで選択肢の形式を整えるということですね。では、これで第9の論点は終了ということで、次の「成立要件」のところに移りたいと思います。

【第10 成立要件】

●東会長 事務局の方から簡単に御説明をいただきます。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 「第10 成立要件」につきまして、御説明いたします。住民投票を実施しても一定の投票率に達しない場合、十分な民意を反映していないおそれがあることを理由といたしまして、住民投票に成立要件を設定するという考え方があります。この項目では、成立要件を設けることの要否、成立要件を設けた場合における要件等につきまして、検討するものでございます。

「1 成立要件を設けるとする考え方」でございますが、これにつきましては、投票結果について尊重義務が課されていること、また、低い投票率の場合について、その結果が市民の総意とは言えないことなどを理由として、成立要件を設けるべきという考え方でございます。

この場合におきましては、その成立要件について「一定の投票率」、例えば「投票資格者総数のうち実際に投票した者の割合の2分の1以上」、これを成立要件とする方法等が考えられるところでございます。

また、成立要件を設けた場合におきまして、成立要件を満たさない投票率であった場合についての結果の公表の取扱いでございますが、この場合に開票しないこととする考えや、不成立ではあるものの開票することとする考えなど、様々な取扱いについての方法が考えられるところでございます。

一方、「2 成立要件を設けないとする考え方」でございますが、これにつきましては、実施された住民投票については情報公開の観点から開票を行い、結果が公開されるべきであること、また、尊重義務については「投票率」、「賛否の割合」等を総合的に勘案して尊重義務が果たされることなどを理由とし、成立要件を設けるには至らないという考え方でございます。

なお、参考資料といたしまして、平成15年度以後における「本市の選挙投票率」、平成24年10月31日現在の「年齢別人口」、「住民投票の成立要件等についての他市町村規定例」を添付してございますので、併せて御確認をお願いいたします。

論点第10につきまして、事務局からの説明は、以上でございます。

●東会長 はい、どうもありがとうございます。ここも色々とまた、議論のあるところだと思います。資料を御覧になって、何か皆さんの方から御意見を伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

●高野委員 「条件」というのは、私は付けない方がいいとはいつも思うんですけども。

●東会長 成立要件は（付けないということですか）。

●高野委員 はい。その理由はこの資料にも書いて（ありますが、）別に、飽くまで拘束されるものではないので、その結果を見て「民意がこれしか賛成と言ってないのでやります。」とか「やりません。」とかというのは、最終的に議会や市長が決める話だということでもいいのかなという気がするのですけれども。

●福井副会長 私も、成立要件を設けないという考え方です。以前、成立要件が、それは別に条例（の規定に成立要件があった）から（ということ）ではなくて、何かに反対するような住民投票が実施された時に、住民投票に、要するに投票所に行かせないような選挙妨害をすることによって、「反対」に入れさせないなどという動きがあった自治体があったので、投票を皆さんにきちんとやってもらうのに、何かこう、そうですね、妨害になるような働きが考えられるかなと思いますので、成立要件を設けないでみんなが投票するという方を信じてやった方がいいかなと思います。

●東会長 それでは、反対の御意見はいかがでしょうか。成立要件を付した方が良いというお考えの方はいらっしゃいますか。

●高野委員 ちなみに、今回の選挙（第46回衆議院議員総選挙（平成24年12月16日執行））の投票率って52パーセントとかそのぐらいですかね。過半数の52パーセントしか（投票していないけれども）、一応、開きます（開票します）けれどもという話ですよ。

●阿部委員 （投票に行かずに）意思を表明していない人は、白紙委任で仕方がないですよ、それは。（意思の）尊重をする必要はないような気がするんですよ。

●高野委員 選挙の投票率からいくと、（投票率が）かなり低い。50パーセント台とかが、結構あるのですけれども、（成立要件を）過半数とかにしてしまうと、本当に成立するとかしないとか危ういとか（いった問題が）あるので。今日、提出された資料の後ろの方に、（住民投票を実施した場合に）いくらかかりますと試算した資料を見ると、（開票を）やっておかないと、「条件付けて（いますので）やりませんでした。」となったら、このお金はどこにいくんですかという話に（なりますよね）。全部がお金というわけじゃないんですけど。

●福井副会長 そうですね、あの、巻町でしたっけ。

●高野委員 新潟県、はい。

●福井副会長 原発の住民投票を任意でやられた住民投票なのですけれども、そのときに、要は「反対」、市民からの反対運動が起こって、「原子力発電の賛否を問う」という住民投票をやったときに、建設関係だとか電力関係の人が「投票に行くということは要するに原発にノーだ。」ということになる（という働きかけをしたのです）。なりますよね。そのために、市の方では原発を建てようと思っているのに、市民からノーが出て、そこで、「投票をするということは、そこに投票しに行く人は、みんな（原発の建設に）反対なん

だ。」と（いう雰囲気になった）。だから、投票をする前に「投票所に行くこと。」イコール「反対の意思を表明している。」というのが町中に流れてしまうと、やっぱり力関係だとか「自分のお父さんは電力会社に勤めている。」だとかってなると、行かないし、行かせないということになって、結局、それが投票率などを落とすことになったんで、そういうふうな自然と出てしまう圧力というのがありますので、やっぱり、要件を設けない方がそういう圧力は少なくなるのかなと考えます。どうなんでしょうか。

●東会長 いかがでしょうか。

●東会長 成立要件を設けてですね、不成立であっても結果を公表するという考え方も当然ありますよね。もちろんその点の問題点も指摘されておりますけれども。それと、成立要件を設けないで、これはもちろん当然結果は全て公表されるというのと、どこかに違いがあるかどうかということなんです。まあ、結果については「法的拘束力がない」という前提ですので、その前提で、成立要件を例えばここでは投票資格者、つまり、有権者数ですが、「投票資格者総数の2分の1以上」と。「2分の1以上」という要件を付けて、「成立しなかったが、投票の結果はこうであった。」と参考として公表するというのと、「投票資格者の何分の1」という要件（を付けること）なしに、「住民投票の結果はこうであった。」と公表するのでは、どのような違いがあるというふうに考えられますかね。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 「成立」と「不成立」ということを考えた場合ですね、「不成立なのだけでも結果を公開する。」「その（住民投票の）結果が成立であったときも尊重、（することになるも、結果についての）法的な拘束力はない。」。（そのため、住民投票が）不成立であったときも（当然に）法的な拘束力はないということですね。それで、住民投票の結果を判断するのは（市長となるのですが、そもそも）、不成立なのだから市長は従わなくてもよいという、それが法的な拘束というか、法的な拘束力はそもそもないので、「法的な（という）」意味合いがどうなのかというところが（ありますので、）そもそも（法的な問題が）発生しないところではございますが、そのような形の設計（成立要件を付する制度設計）をすることが良いのかどうかというところのお話になるのかと思います。

それ（成立要件をどのように考えるのか）は、費用面、費用をかけて住民投票をやった以上、公開するという考え方もあるでしょうし、一定程度のやはり成立要件を設けて、その上で市長に判断をさせるというような設計にするのか、その辺りは考え方によりますので、どれかというものはないと思いますけれども、一定程度、合理的な考えの下で、最終的に決める必要があるのかなと思います。ただまあ、自治体例で言いますと、（成立要件を）設けているところは2分の1、あるいは3分の1の自治体もありますが、設けていない自治体もあるということですので、そこは色々、考え方によるところかと。

●福井副会長 参考資料を見ると、圧倒的に成立要件を設けているところが多いんですね。その何か、理由を知りたいんですけども。ほとんど設けていますね。

感覚的には住民投票になった時点では、やっぱり市民の大きな関心事なのかなという前提で考えると、これを設けるというのがちょっと理解できないんですね。

●佐々木委員 住民投票の結果で、違う意見の方が多いというか、「そうしたい。」「そうしたくない。」というので「そうしたくない。」というの方が多いという場合と、「一定数以上が投票していないから不成立」という場合とでは、全然、（印象が）違うなと思ったんです

よね。「投票に来た人が少ないから不成立」というのは、何か聴いていてじっくりこなかったんですよ。

そこについて、意見を持って投票に行く人の結果をやっぱりもっと。結果はどちらにしる開示した方がいいだろうなって思っているんですけども。それ（住民投票の結果）に法的なその効力（拘束力）がないのであれば、その、「一定数以上来ない。」からどうのということと、やっぱりイコールに結びついてないんですよ。「それが不成立だから」とか、これは、何ていうのでしょうかね。「成立しません。」というの、「同じ住民投票の結果でも成立しません。」ということなんですよ、不成立っていうのって。でも、成立しないも何も、そういう民意があったのは事実で、それに対して投票の結果があったのも、どっちにしる結果も事実ですよ。でもその、「成立だから採用する。」とか「不成立だから採用しない。」ということにもイコールではないんですよ。だったら何かやっぱり必要ないのかなという気はとってもしましたけども。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 成立要件の議論の中で、（住民投票の結果に従わなければならないという法的な）拘束力はないのだけれども、（成立をした場合については結果についての）尊重義務を発生させるのかどうかというような議論とリンクしているところが実は自治体によってはあってですね、それでは、その違いは何であるのかというところは、正直、私どもとしてもよく分からない部分ではあるのですが、仮にその拘束力はないのだけれども。尊重するような義務を発生させるために、成立要件を設けるということです。

それでは、「その尊重の義務とは果たしてどういうことなのか。」という議論と絡んでくるところかと思えますけれども、そこは考え方としては、「法的な尊重義務とは何なのか。」について議論するということは、一つの方法であろうかと思えます。ただ、それを現実的に議論をした時に、「（法的な尊重義務についての整理が仮にあるとして、）法律の中での尊重義務」というものと、「現実的に判断するときの（尊重義務と）、（具体的な）決定」との（間に）差があるときに、それ（住民投票の結果）に反する決定をしたときに、それはどうなのだ（尊重義務はどのように整理されるのか）という、実は、あまりその部分の議論というのは実益がないのかなと考えられるところではあります。ただ、尊重義務を発生させるという意味で、成立要件とリンクをした議論をしている自治体があるのも確かであろうかと思えます。

●東会長 尊重義務というのは、道徳的、政治的な尊重義務であるとしても、その義務の重さというのはですね、投票にどれだけの有権者が参加したかによって違ってくるものとも思うんですよ。成立要件として、「投票資格者の2分の1以上」とか「過半数」とか、どちらでも結構ですけども、その場合に「成立」ということで、より重い尊重義務があるんだという政治的な効果はあると思うんですよ。

一方で、この成立要件を設けなくて全体の30パーセント、40パーセントの投票率でですね、「多数の意思がこうだから、これを尊重せよ。」と言うのとは、かなり重みが違うのではないかと。もちろん、私の考えているのは、「成立要件を設けても結果を公表する。」と。「開票して公表する。」という制度で考えているわけですけども。ですから、成立要件そのものを設けるということは決して意味のないことではないんじゃないかなと気がするんですが。

●東会長 不成立だから開票もしない、公表もしないというんだったら、これは問題があると思うんですが。そこにかけたコストはどうなるんだと。

●高野委員 それは多分、自治基本条例上、困難ですよ。この自治基本条例第6条第2項で「市は、前項の住民投票の結果を尊重するものとする。」（となっているので）。結果が出ていないと尊重するもしないもできないわけであって、公表していなければ結果がどうだったのかということも分からないので、その、多分、（成立要件を設けるかどうかという）選択肢は、もう絶対に、自治基本条例と法的に反対なことを言うてしまうので、それ（成立要件を設けるということ）はないと思うんですが。考えられるのは、確かに条件を付けるんであっても公開し、結果を尊重するのであれば、絶対（に結果を）出さなきゃならないとは思いますが。ただ、これを見るとまあ、それとは逆に成立要件をつけるべきなのか否かといわれると（成立要件は）なくても問題はないのかなど。飽くまでもここ（自治基本条例）でも担保しているので、いらぬのではないかなという気はするんですよ。

●阿部委員 成立要件を設けると、「その住民投票自体がそれで反対だ。」という人たちが、消極的賛成者も反対になってしまう可能性が高いということですよ。

●福井副会長 そうそう。

●阿部委員 住民投票で「投票まではしない。」とか、「賛成だと思っているけど投票まではしない。」という人たちも、「反対」になってしまうというのは、やっぱりその意思を酌んでいるのかというと、酌んでいない可能性もあるので、そこでこう、成立要件（を設けること）にしちゃうと、（例えば消極的賛成者が）思っているのと反対の結果に、結果的にになってしまうという可能性もなくはないと僕は思いますね。

●高野委員 住民投票、常設型（住民投票条例を）持っている自治体の多くは、「自治基本条例」ないしは「まちづくり基本条例」、「市民自治基本条例」のように、多分、何かの条例を持っているところが多いと思うんですけども、そのような条例とのリンクというのは、（各自治体においては）やはりちゃんと重視されているものなんですかね。

○事務局（中村市民自治推進課主査） まず、議論の前提といたしまして、自治基本条例第6条2項においては、「住民投票の結果を尊重するものとする。」という規定がございます。これは、他の自治体においても当然、その結果を尊重するという事で多く（の自治体のいわゆる自治基本条例のような条例において一般的に）入っている規定かと思いますが、一点確認をしたい部分がございます。それは、委員のおっしゃられる趣旨というのはですね、「（自治基本条例に規定されているように）住民投票の結果を尊重するとすれば、（個別の条例である住民投票条例において）成立要件を設けることは、自治基本条例6条2項に抵触ないしは反することになるので、そもそも（住民投票条例において）成立要件を設けること自体が、自治基本条例第6条第2項に適合的ではない。」という視点（からの問題提起）でしょうか。それとも、「自治基本条例第6条第2項というのは（住民投票の結果の）尊重義務を総花的に定めているものであって、細かい具体的な基準については、（自治基本条例第6条第1項において）「別に条例で定める」とうたっているんで、その（住民投票条例の）中で具体的に成立要件を認めることは、自治基本条例とも整合性が取れている。」というようなお考えなのか、どちらの視点からの御発言かというところをちょっと一点確認をしたいと思います。

●高野委員 私としては、前者の考え方を持ってはいるんですよね。結果（を尊重する）ということは、イエスかノーかの答えが出ているというのが多分、最低条件だと思うので、それを考えると、例えば「条件を付けて開票しなかった。」又は「それはなしでした。」といった場合であっても、「不成立であっても結果は不成立という結果だ。」と思うんで、結果は、「投票率はどれくらいだ。」とかそういったものは公開すべきなのではないかなとは思うんですね、もし条件を付けるのであれば。

ただ、私自身の考えとしては、開票に要件はない方がいいと思いますし、こういう、飽くまで市の基本となる（自治基本）条例に、「尊重するものとする。」ということが書いてあるのであれば、法的にねじれのあるようなものは作つたらまずいのではないのかなと思います。

○事務局（中村市民自治推進課主査） その部分は、多分、難しいところなのかなと（思います。と）いうのは、結果というものは、じゃあ、例えば開票すれば結果と言えるのかとか。

●高野委員 そうなんですよ。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 成立したことによって結果と言えるのかとか。

●高野委員 そうなんですよ。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 「結果」というものは、自治基本条例において、どこまで確定的に定め得るものなのかという議論になったときに、それは条例により（異なるものであると思いますが）、例えば「結果というものは、こういうものです。」ということ逆を規定するという考えられますが、それは、「結果はこうです。」と（いずれかの条例の中で具体的に）書くわけではなくて、その後の手続（の規定）として、成立要件を設ける。それ（「成立要件」や「結果」が何であるのかということ）は、総合的に制度を設計した中で、「それが「結果」だ。」という捉え方もできる場所ですので、その部分は、なかなか。そうですね、自治基本条例と個別条例における整合性という議論というよりは、どちらかという、成立要件を設けるということが自治基本条例の趣旨に反しない限りは、条例の中でそういったものを設けることは許容される範囲なのかなと考えられます。

それはまあ、一つの考え方でございますので、他の考え方もあろうかと思っておりますのでそこは御議論いただければと思います。

●高野委員 そう考えて、他の自治体、多分、おそらく多くの自治体で（結果の尊重についての規定が自治基本条例のようなものの中に）あると思うんです。それとの関連性とかというのは、ちょっと見てみないと何とも言えないのかなという気がするんですよね。

条件を付けている自治体、付けていない自治体、成立要件を付けていないと挙げられている川崎市、大和市、岸和田市。これ、全て自治基本条例を持っている自治体のところなので、それとの兼ね合いでそういうふうになっているのか、それとも、（自治基本条例がないところは、（尊重義務や成立要件のような）条件を設けているところは、その条例（自治基本条例）がないんで（住民投票条例では特に規定を置いていない）とか、若しくはその条例（自治基本条例）にそういうこと（尊重義務や成立要件）が書いてあるので（住民投票条例では特に規定していない）とかっていうのは、ちょっと見てみないとそこは何と

も言えないかなという気はするのですよね。

○事務局（中村市民自治推進課主査） これが確定打になるのかちょっと分からないところでございますけれども、「苫小牧市自治基本条例の趣旨及び解釈」の12ページの[解釈]の3の部分の一番下の部分の注意書きになるところでございますけれども、「論点の例としては、投票の実施を請求できる者」とあるくだりの一番最後の部分になりますが、「投票の結果の効力などがあります。」ということが書かれておりますので、この中では、「投票の結果の効力」、まあ、それが「成立要件」なのかどうかということではもう、成立要件とは（具体的に）書いてはいないのですけれども、投票の結果をどのように判断するのかという効力については、（住民投票）条例の中で示されるということ、新しく別に定める条例の中で論点として検討されるべきなのかなと想定されているのではないかと考えられます。

●東会長 ちょっと今の議論とは違いますけれども、一つまた、問題提起させていただきたいんですが。「成立要件」、ここではまあ「有権者の2分の1以上」ということが一般的であると。それで、住民投票における結果というのは住民の意思であると、住民の総意であるというふうを受け取られるわけですよね。2分の1以上という要件としている所は、これは、住民投票ですので二者択一、賛成か反対かということであれば、25パーセント以上の賛成ないしは反対、これを住民の総意とするということですよね、少なくとも。それで、成立させると。50パーセントの人が投票して、賛否が二分され、25パーセントを上回る方の意思が全体の意思であると。その程度の分布がなければですね、住民の意思として、法的拘束力がないにしても尊重義務を課するということをお考えた場合、ちょっと問題があるのではないかと。つまり、投票率が30パーセント、40パーセントというような状態になりますと、まあ15パーセントを超える、あるいは20パーセントを超える程度の意思が住民の意思であると。それに対して尊重義務を課するということにつながるわけですので、（住民投票の結果に対する）法的拘束力がないとしても、その（結果については）尊重義務を課していると、それを課された方がどれだけ重く受け止めるかということもありますけれども、やはり住民の意思に反することをやった場合に、次の選挙の時にどうなるかっていうのは目に見えていますので。やはり、政治家というのはかなりそういう部分の配慮をすると思うんですよね。ですから、やはり、仮に成立要件を設けて不成立の場合であっても、結果を公表するというのであればですね、全くそれは意味がないことではない。逆に、ある程度の成立要件を示した上での尊重義務であれば、よりその尊重義務の重みというのがですね、市長なり議会なりに課せられるのではないかと気がするのですが。

●福井副会長 そうですね。今、東先生が「何パーセント」、「何パーセント」と言ったからということもあるのですけれども、50パーセントの投票で賛成が60パーセントだったら30パーセントですけれども、逆に、全体の投票率が30パーセントで開いてみたら100パーセント賛成だった、これも同じ30パーセントですよ。その場合、どっちが重たいかっていうと、不成立の30パーセントの人しか投票していない投票率なのだけでも100パーセントの人が賛成の方に入れたっていう方が、僕は重たいかなというように受け止め方になるかと思うんですよね。それは、先程言った「投票に行かない」ということがその案件に対する「ノー」だということに判断するということにつながるのですけれども。それであれば、解釈、要するに、不成立の時の結果を見ても、成立の時の結果を見ても、結局は、市長とか議会とかが、それで自分達の独自の解釈（を行うこと）につな

がるという危険性というものはないのかなという気がする。それであれば、市民側の目から見るとやっぱり、成立要件はない方がいいのではないかなというふうに自分は思います。

●佐々木委員 私もちよっと今、ずっと聴いていて考えていたのですが、例えば苫小牧市で17万人の人、投票資格者が例えば10万人だとしたら半分って5万人ですよ。そのうち4万人の人が賛成したとすると、でも「2分の1以下だから不成立」、けどまあ、中身はそうだけど、不成立となったとしても、17万のうちの4万人というのは、結構、すごい数字かなと感じたんですよ。それで、例えば「不成立だけどころだったよ。」という、例えば「行かない人」、「関心がないとか、中身がよく分からないというような市民の人」がそれ（投票の結果）を見たときに、「あつ、じゃあなんか、不成立になったから、あんまり大したことじゃないんだな。」と、さらっと流してしまいがちななと思っていて、例えばそれが成立になったときには「何か重大なことが今動いているんじゃないか。」って、関心のなかった市民が感じるんじゃないかなと思っているんですよ。なので、「成立」、「不成立」って、結構、大きな違いなのではないのかなというふうに思っています。

●岡委員 成立要件を設ける方がいいという考え方から意見を述べさせてもらいます。成立要件があってもなくても、多分、尊重義務というのは濃淡で、各パーセントによって、どのくらいの割合の民意が反映されたかということで濃淡として捉えられると思うんです。これは、例えば成立要件があっても不成立になったとしても、45パーセントと10パーセントでは、やはり尊重すべき義務の程度というのは、「濃い」、「薄い」ということで捉えられるかと思うのですけれども。そこで、更に成立要件を設けることで、その、ただの濃淡で捉えたのと、成立要件をくくりで縛ることによって、「その部分はもう、より尊重すべき、ここは間違いなく尊重すべきだ。」ということで、より厳しいくくり、厳しい訴えかけ方にはなると。先程、会長の方からお話があったとおり、「訴えかける力」というのがより増すと思うんです。ですので、漠然とした「65パーセントなので65パーセントなりの尊重の仕方をしよう。」とか「45パーセントなりの尊重の仕方をしよう。」というよりも、「50パーセントを超えて成立要件を満たしているのだから、これは明らかに誰が見ても尊重すべきだ。」という分かりやすい基準というのは、一つ線を引いた方がより実効性があるのではないかなというふうに思います。ですので、成立要件を設けることに賛成です。

●東会長 今の御意見は、一定の成立要件を設けることによって、単なる量の問題が質の問題に転換するということですよ。成立「した」か「しない」かで、単なる濃淡じゃないという、その線引きですよ。

●阿部委員 普通の選挙って、議員さんを選ぶとき、成立要件はないですよ。それで、これを見ると、ほとんど（の自治体）が成立要件があっても、更に開票については不成立の場合には開票しないとなっている。多分、普通、僕が普通かどうか分からないですが、僕の考えるのは全く別（の制度であるもの）なのがほとんどなんですよ。そこは、何でなのかなと思うのですよ。（開票をするのが）面倒臭いかな、単純に。なぜ、そういうふうになっているのかな。半分くらい（の自治体）ですよ、「開票もしない」と書いてあるのは。普通、ちょっと、「せっかくお金をかけて（住民投票をしたのだったら）、成立しないにしても開票くらいはしてよ。」と思うのですけど。ほとんどが「（開票）しない」と書いてあるから、その理由がどういう理由で（というのが分からないのですよ）。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 他の自治体ですので、他の自治体の考え方という前提でお答えさせていただきますが、不成立の場合において結果が公表されることにより、結局、それによる影響（結果が公開されることにより、成立の場合と同様の効果が事実上発生すること）を排除するという趣旨かと思えます。不成立の場合に、（不成立）だけれど開票するといった場合に、やはり開票結果というのは（市民の）目に触れていくことになりますので、それはじゃあ、「成立要件を設けた場合とどうなのだ（どう違うのだ）」と言ったときに、同じ効果（結果に対する事実上の尊重義務が発生する効果）を生むというのを恐れているのかなと思われまます。

ただ、一部自治体におきましては、当然、不成立の場合も開票を行っている事例もございますので、そこは制度の考え方になろうかと思えます。

あと、一点ですね、今、選挙のお話で、選挙の場合について法定得票数というのがございますので、（平成15年の）札幌市長選挙で再選挙という事例があったことがあります。あれは、法定得票数（である有効投票の総数）の4分の1（以上の得票）をクリアしていないとですね、最多得票者であっても当選しないというのが選挙の中では一応あるという形になっております。

●阿部委員 ちなみに、住民投票で成立しなかったことって、事例というのは、結構あるものなんですか。

○事務局（中村市民自治推進課主査） それは常設型（住民投票条例）という（中での事例ですか）。

●阿部委員 そうですね、はい。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 常設型（住民投票条例）の中で住民投票が実施された事例というのは承知しておりません、というか行われていないと認識していますので、まだ事例がないのかなと思えます。

●高野委員 個別（型住民投票条例の中）ではありますか。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 個別（型住民投票条例の中）では、多分あると思います。

●高野委員 石狩市の、多分、市町村合併の時だったと思うのですがけれども、確か得票率に満たないので開かないと言って、その後、大きくもめたというのは聴いてはいるんですよ。開かなかった理由は「成立していないので公表する必要性はない。」というのが答えだったはずなんです、確かその時の。ただ、その辺で、後で「かなりのお金がかかってやったものに対して、なぜ公表しないんだ。」というのが出て、その後、公表するような自治体が少しずつ出てきたというのを聞いたことがあります。あの時、確か何千万かかったとかということは聴いています。6,000万とか、かなりのお金が投資されたいんです。ただ、それでも開かなかったということに対して、やっぱり、その後、議会でかなり追求があったというのは聞いていますね。

○事務局（中村市民自治推進課主査） まず、基準のお話ですけれども、今の御議論の中

では、「基準を設けることの意味というのは、それが外形的にはっきりと明示されるということに意味がある。」ということ、そういう理解で議論が進んでいると考えてよろしいでしょうか。後はまあ、それ（成立要件）を仮に設けたときに、不成立の場合に開票するかどうかというようなことで、議論としては進んでいるということでもよろしいでしょうか。

●東会長 私が今理解しているのは、皆さんの議論の中で理解しているのはですね、「成立要件を設けた方がいい。」という議論と、「設けない方がいい。」という議論と二通りあると。「成立要件を設けた方がいい。」という考えについては、私もそうなんですが、岡さんや佐々木さんは、その辺りはどうなのかをちょっとまだ確認していませんけれども、成立しない場合でも投票の結果は公表するという前提での制度を考えているわけですが、「不成立の場合公表しない。」、あるいは「開票しない。」というような御意見でしょうか。

●阿部委員 それも結構あるから、何でだろうなど。

●東会長 そういう立法例はあるということですが、ここで考えた場合、不成立の場合それをどう扱うかということについては、どういうお考えでしょうか。

●岡委員 私は、公表した方がいいと思うんです。不成立は不成立でも、一応、民意には変わらないので、「何パーセントで成立に至らなかったけれども、参考として。」ということの開示するというところに意味があるのではないかなと思っております。

●東会長 江川さんと長岡さんは、どういう御意見でしょうか。

●長岡委員 尊重義務とかそういうことを考えますと、ちょっと何とも厳しいのかなと思うんですけれども、「民意」という意味では、やはり公開をした方がいいのではないかなというふうに思っております。

●江川委員 私もそう思う。

●阿部委員 「成立要件が、箔（はく）を付ける。」というのは、なるほどなど。やっぱりそうだなと思うんですね。例えばこれ、極端な話、「5分の1」とか「3分の1」とかに成立要件を下げたとしても、それで箔（はく）がつくのであれば、じゃあ極端な話「10分の1」を成立要件にして、そこが結局、どこの基準なのかというのが、結局そこがはっきりすればということですよ。ここはまた、考えようがあるのかなとは思いますが。

●東会長 一般に多いのは、この「2分の1」以上と。まあ、半分以上の人が投票したんだったら成立という辺りの概念ですよ。2分の1より多いという成立要件を設けている自治体の例はありますか。

●阿部委員 「3分の1」がありますよね。

●東会長 「2分の1」より多い要件、厳しい要件ですが、要件を下げている方じゃなくて。下げている方の要件としては、「3分の1」とかがありますよね。

●高野委員 7割とかですかね。7割、8割じゃないとやらないとか。

●高野委員 条件を付けるのなら、逆に、そのぐらいハイレベルな条件というの、確かに（必要なのかもしれませんが）。

●阿部委員 強制力つけるとか。

●高野委員 ただ、住民投票をやる時には、多分、相当な、多分重大な問題があつて、市長も議会もそれを判断するのが多分困難で、「市民に意見を聴いた方がいい。」という話の時にしか、多分やらないと思うので。逆に、条件を付けるのだったら、「70パーセント以上投票しないと成立しません。」とか「80パーセント以上でない駄目です。」というのは、確かに考えられると思うのですよね。ただ、それ（そのような厳しい条件）を今まで他の自治体でやってない（条例の規定として設けていない）ので、その、やってない理由というのが分からない。（そもそも）条件を付けている理由というのが、いまいち明確になっていない、阿部さんおっしゃるように。そこが、なぜなのかっていうのは、確かに疑問ではありますよね。

●東会長 やはりその辺りは、投票総数がどれだけであれ、結果がやはり、言い方が悪いのですけれども一人歩きしてしまうところがあるかと思しますので、何パーセントの意見が表明された中の何パーセントの賛成であるのか、反対であるのかというところですね、一つの目安として「半分以上」の人が投票して、（その場合に）結果を考慮するというのが分かりやすいんじゃないかなということかと思うんですけれどもね。

●東会長 まだまだ議論はあると思うんですが、この点につきましては、二通りの意見があると。「成立要件を付した方がいい。」というのと「付さない方がいい。」というのと二通りの意見があると。成立要件については、ハードルをどこに設定するかというのがございますけれども、2分の1以上、投票資格者の2分の1以上であると。これは、それほど特に高いハードルでも低いハードルでもないと思いますが、その辺を、一応、成立要件とする意見があるということですね。ただ、成立要件を付する場合でも、不成立の場合においても、投票結果は公表するという形での成立要件を付するという意見であると。ということで、今日のこの会の意見としては両論併記ということで、ひとまずここでまとめさせていただきたいと思います。

【第11 住民投票期日、選挙との同日実施、住民投票に要する費用】

●東会長 それでは、残り30分でございますが、第11につきまして、事務局の方から御説明をお願いいたします。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 「第11 住民投票期日、選挙との同日実施、住民投票に要する費用」につきまして、御説明いたします。住民投票の実施時期につきましては、公職選挙法を考慮した制度設計を行う必要があると考えられます。特に、選挙と住民投票とを同日実施した場合については、公職選挙法による制約や投票事務の体制を含めて考える必要があるかと思っております。

「1 住民投票期日について」でございますが、住民投票の投票日に当たる住民投票期日については、実務上必要とされる期間や、住民投票に不可欠とされる情報提供、各方面で議論が行われるための期間を考慮した上で決定する必要があると考えられます。

規定例としては、住民投票を実施する旨の通知があった日から一定期間を経過した日から一定期間を超えない日の範囲内で定めることが考えられますが、上限日数のみを定めている例もございます。

「2 選挙との同日実施について」でございますが、事務の簡素化や経費の節減効果を期待して、住民投票を選挙と同日に実施するという制度設計が一つ考えられるところでございます。その一方で、必ず選挙と同一日に実施するような制度とした場合、住民投票の実施の時期が遅れ、市民の意思を確認する時期を逸してしまうおそれや、あるいは公職選挙法上の制約が多いといった課題もございます。

そのため、住民投票については、選挙との同日実施、住民投票の単独実施のいずれも可能とする制度が望ましいものと考えられます。

その上で、選挙との同日実施の場合における論点について、説明します。

次のページを御覧ください。

まず「(1) 同日実施において考えられる利点」としては、一般的には、投票所、開票所を同一にし、投票管理者、開票管理者等を兼任することにより事務を簡素し、経費の節減を図ることが期待できるものと考えられます。

その一方で「(2) 同日実施が選挙に及ぼす影響」といたしましては、一つの課題についてイエスカノーかという選択、つまり、シングルイシューによる判断が、様々な論点を4年間議員に信託するという選挙に大きな影響を与えることに問題はないのかといったことが、論点として考えられるところでございます。

「(3) 同日実施の場合における投票所へ出入し得る者の制限」につきましては、公職選挙法第58条では、選挙人でない者の投票所への入場を禁じているところでございまして、公職選挙法上の選挙権を有しない外国人や未成年が公職選挙法上の選挙と同一の投票所に入ることを違法としているところでございます。そのため、そのような者について、投票所を別に設けなければならないものと考えられます。

「(4) 同日実施の場合における住民投票に関する住民投票運動と公職選挙法上の規制」ですが、公職選挙法におきましては、選挙運動及び政治活動について制限を設けているところでございます。

「ア 選挙運動関係（公職選挙法第13章）」でございますが、公職選挙法における選挙運動は、「特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的として投票を得又は得させるために直接又は間接に必要かつ有利な行為」をいうものとされているところでございます。選挙運動については、選挙の公職の候補者の届出があった日、すなわち、当該選挙期日の公示、あるいは告示の日から当該選挙の期日の前日まででないといふことを行うことができないものでございます。この期間のことを、一般的には「選挙運動期間」と呼んでいるところでございますが、選挙運動期間以外におきましては、選挙運動を行うことは禁止されているところでございます。

また、選挙運動期間中であっても、選挙運動につきましては公職選挙法第13章におきまして、その手法や時間について詳細に制限がなされており、このような制約の範囲内で選挙運動が行われているところでございます。

「イ 政党その他の政治団体等の選挙における政治活動関係（公職選挙法第14章の3）」でございますが、公職選挙法における政治活動とは、「政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、若しくはこれに反対し、又は公職の候補者を推薦し、支持し、若しくはこれに反対することを目的として行う直接間接の一切の行為のうちから、選挙運動にわたる行為を除いた一切の行為」をいうものとされているところでございます。政治活動を行う団体が行う一定の政治活動につきましては、選挙運動期間中と選挙期日におきまして、公職選挙法第14章の3により規制されるものでございます。そのため、これらの期間中におきましては、一定の政治活

動については公職選挙法の確認団体を除いて規制をされるところでございます。

なお、個人が行う政治活動につきましては、理論上は公職選挙法第14章の3の規制を受けないものでございます。

住民投票を選挙と同日に実施する場合につきましては、これら公職選挙法上の選挙運動と政治活動の關係に十分留意をした上で、制度設計を行う必要があると考えているところでございます。

次のページを御覧願います。

「3 住民投票に要する費用について」でございますが、参考資料11-3にもお示ししております今回の試算につきましては、選挙管理委員会に協力を依頼して行ったものでございます。

なお、住民投票に要する費用の試算につきましては、住民投票の前提となる諸条件により変動することから、制度の詳細が決定しなければ、費用の試算は困難でございますので、御了承願います。

具体的に詳細に試算を行うとした場合におきまして、実際にその実施の費用につきましては、制度を確定する必要がありますが、「(2) 住民投票に要する費用の試算において留意すべき項目」におきましては、これらの留意すべき項目について、具体的に決定しなければならないといった実務上の問題もあるところでございます。

これらの前提要件につきましては、実際に住民投票制度の大枠が完成した段階で、再度、検討が必要となるものでございますが、以下、考えられる論点について、列挙しているものでございますので御参照いただければと思います。

なお、参考資料といたしまして、「公職選挙法における確認団体制度について」、「住民投票期日についての他市町村規定例」、「住民投票に要する費用の試算」を添付してございますので、併せて御確認をお願いいたします。

論点第11につきまして、事務局からの説明は、以上でございます。

●東会長 どうもありがとうございます。非常に詳細にわたってですね、公選法上の関係でも検討されておりますが、基本的には、この住民投票を実施するということと選挙とをですね、これがまあ、同日（の実施）であった場合、相互に様々な影響を及ぼし得ること。また、公職選挙法上の諸規制との関係でですね、住民投票の実施も、かなりその運動自体が厳しいものであるというような点が指摘されておりますので、特にこの検討内容の1、2、3のうちの「2 選挙との同日実施」についてですね、この点にかなり大きな問題があるかと思われまので、この点を中心に御意見をいただきたいと思っております。

投票期日につきましては、大体30日から90日間、住民投票を実施する旨の通知があった時から30日から90日間、まあ、1か月から3か月の間に実施するというところで、ほとんどの他の自治体の制度もそういうふうになっているというところですね。

費用につきましては、苫小牧市長選のコストが示されておりますけれども、まあ、4,000万円という数字、住民投票を行うに当たっても、大体これくらいの経費がかかるであろうという一つの目安が与えられております。

そこで、三つの検討内容がございますが、特に選挙との同日実施についてどう考えるか。「同日実施を義務付ける。」という考え方もありますし、あるいは、「同日には実施しない。」と、「特別の時期に実施すべきだ。」という考え方もありますし、「たまたま同日になってしまうこともあり得るということは認める。」という考え方もあるかと思っておりますが、この点についてはいかがでしょうか。

●東会長 じゃあ、私の方から一つ意見を述べさせていただきます。特にあの、同日実施

が選挙に及ぼす影響ということはいくつかの問題点が指摘されておりますが、その問題点の2番目ですね。「選挙との同日実施において住民投票に付される事案が争点となる場合には、4年間の市政全体を信託する選挙が単一の争点により判断される可能性がある。」と。この住民投票、まあ、単一の争点について争われるわけですが、これが選挙、人を選ぶ、4年間の住民の代表を選ぶということと同日に実施されてしまいますと、やはり、まあ、単一争点で代表者を選ぶという傾向にならざるを得ないだろうと。そういった時に、やはり問題が生じるのではないかと。これは国政の中でもこれまでであったことですので、特に住民投票が選挙に及ぼす影響という点では、この点、重大な影響であるのかなと。いくつか（本日配布の資料の中でも）述べられておりますけれども。これは避けるべきであろうなという私の考えを持っております。

あと、もう一つは、選挙が住民投票に及ぼす影響というところではですね（、同日に実施した場合）、やはりその、純粋に住民の意思を問えるのだろうか（と思います）。やはり（、同日に実施した場合）、選挙で誰を選ぶのかどうかということ（住民投票とが）不可分になってくるとですね、純粋に争点だけを選べないということにもなりますので、これは避けるべきじゃないかなと。まあ、他に色々理由はありますけれども、これを最大の理由としてですね、同日の実施は避けるべきだなという考えでございます。もちろん、皆さんの自由な御意見を賜りたいわけですが。

●江川委員 いや、（選挙と住民投票とを）同じにやるっていうことは、絶対（駄目だと思います）。正確性というのか、あの、色々議論されて話題になっている中に、選挙、議員さんの選挙を絡めたら、絶対に正確な形での、何というか、反応はないと思いますね。

●佐々木委員 利点と影響とを見た時に、影響の方がはるかに大きいように感じました。

●東会長 逆に、「同日が望ましい。」あるいは「同日であってもそれは止むを得ない。」というお考えの御意見は、ございませんでしょうか。

●高野委員 行政の効率、効率化からいくと確かに。単独でやると4,000万円かかるというのが、きっと同時にやれば、まあ、ちょっとプラスアルファくらいですよ。きっと、開票するのに時間がかかるので、その分の職員の手当とかそういう話にのみ、多分関係してくる話だと思うんで、多分、かなりコスト的には安く抑えられるとは思いますが。

今回も、どこの自治体か忘れちゃったけれども、どこかの自治体で、国政選挙と市議会議員選挙、市長選挙とかが全部こう、トリプルになったところで、市長選とその市議選だけ異常に白票が増えていたっていう（事例がありました）。「何でなんだろう」というのが、ニュースでしか出ていなかったんで（理由は分からなかったのですが）。こういうふうと一緒にやると、「一緒だから入れよう（投票しよう）」という人と、別に今回、国政（選挙）のあれ（結果）を見ても、「入れる人がいないから、じゃあ、（投票に）行かなくていいかな」という人と、多分、2パターンに分かれてくるので、私も東先生おっしゃるように分けて（実施するのがよいと考えています）。

あと、都合よくこれ（選挙）が回ってくる（実施される）とは限らないというのもあるので。やっぱり、この住民投票が要求されている内容というのは「喫緊の問題」であって、かなり差し迫ったときにこれが行われるという話だとすれば、いちいち待っているというのもどうなのだろうかと。それ以外に、例えば「住民投票にかけた方が良くても、まあ、3年後、2年後の選挙にまで（その決定を）置いておいても、まあ、支障ないもの」というのは、多分、あまり考えられないと思うので。そういったものは、多分、既にどこ

かの場所でもう、議会か何かで普通に決まってしまうような話だと思うので。そう考えると、たまたま都合よく（実施時期が選挙と）合致したときには（同時に）やるというのは、確かにやれるようにしておいた方がいいというのは、確かにコスト的には、税金を払っている立場としては有り難いのですが、基本的には（選挙と住民投票とは）切り離して考えた方がいいのではないかと、私も思います。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 具体的な規定例として考えられるのは、3パターンぐらいだと思います。

一つは、「必ず選挙と同日に実施をする。」という設計。もう一つは、「必ず選挙と切り離す。」という設計。もう一つは、「それ（選挙との関係）については特段の規定を置かないけれども、最終的に「市長が変更をすることができる。」とか、一定程度、自由に（日程を）決められる。」というような設計。一番オーソドックスなのは、三つ目のパターンなのかなと思います。

●東会長 1番目の方の御意見は、多分、ここ（の会）ではないと思いますので、2か3かで、あの、高野さんおっしゃったのは3番目の御意見ですね。

●高野委員 はい。資料を見ると、「変更することができる。」とか、「告示により変更することができる。」というのが、結構多いようなので、多分、これ、コスト的に一緒にやった方がいいだろうという考え方だとは思いますがね。

●東会長 その考えを採るか、あるいは、更にコストをかけても必ず分けるべきだという考え方を採るのか、というところでちょっと分かれてくるとは思うのですがね。

○事務局（中村市民自治推進課主査） そのこと（同日実施をするのかどうかということ）自体を、制度として条例に委ねるべきかそうでないべきかということなのかなと思いますが、考え方としては。最終的に、「同日にやることもできる。」し「やらないこともできる。」という制度にしておいて、それは、一緒にやった方が良くと思われるときには一緒にやる（方法）、又は、そうでない時はそうでない方法も採れる（という規定方法）。「それはなぜなのか。（どうしてどちらの方法も採れるのか。）」という、（それは、それに関する）規定が特にない（からということ）、例えば30日以上60日又は90日以内の範囲内でたまたま選挙があればその時考える（ことができる）し、そうでない時は当然、選挙がないので実施されないでそのまま行く（単独で実施する）というような、そのようなところかと考えられます。

後はその、同日に実施をすることのメリットとか弊害、そういったものを考慮して、最終的にそれを決定するのは市長になるのか、住民投票期日を決定すること自体を市長が委任したとすれば、選挙管理委員会が決定するということになるかと思いますが、その範囲内の中で決定をするというようなのが一般的というか、一番多いパターンであるところかと思いますが。

●高野委員 ただし、これを「同時にできる。」というふうにしたとすると、地方自治法上の規定で、例えば首長が議会を解散したとか、議会が自ら「じゃあ首長を辞めさせよう。」とかそういったときに、選挙と住民投票とをあえて同時に行わせることができるかといえ、制度的にはできるということですよ。

例えば「国政選挙に限らず、地方議会の選挙とこれを一緒にできますよ。」という設定に

してしまうと、例えばその、義務ではないとしても同じ時に、例えば90日以内に「それでは議会を解散する。」と、首長が「議会を解散させます。」とか言って、選挙と住民投票とを合わせて民意を聴きたいとなったときには、確かに江川さんがおっしゃったように（懸念はあるのですよね）。議会の構成の人間によっては、これは今度、「事が先に進む。」のか、それとも「違う答えが出る。」のかという、どちらかにこう動いていくのだなというのはちょっと今、話を聴きながらふと思ったので、そう考えるときっぱり分けるというのも手ではあるんですよね。

あと、これ（資料）見ると、公職選挙法では、「選挙人ではない人は基本的に投票所に行けません。」となっていると思うので、これは多分、前の議論でされた「どこを対象年齢にするのか。」というのを含めると、本当にコスト的に下げることができるのか。今は多分、小学校とか町内会館とかそういう所で投票所を設けているんですけども、多分これをやるとすれば、別な投票所を設けなければならない。同じ建物なのかもしれないですけど、人間は共有できるのかと言われると、立会人の方とかも別に設けなければならないとかということになると、本当にコスト的に安いのかどうかというのは、ちょっと、もっと具体的に試算してみないと何とも言えないのかなと。

あと、ここ（資料）を見ると、「選挙公報」とありますが、私も公職選挙法についてあまり詳しく分からないので、市議会議員とかが選挙に出るときに、ポスターについていくらの枚数が、何百枚、何千枚かはちょっと分からないんですけど、費用を頂けるじゃないですか。あれは、市のお金から出ているということなんですよ。

○説明員（磯崎選挙管理委員会事務局主査） はい。

●高野委員 それを今回、じゃあこれ、誰が主体者になるのかということ、市長がそれを作ってそういう活動をすべきなのか、それとも「今回、住民投票したいんです。」と書いて署名を集めた人たちが、「じゃあ、私たちポスター欲しいからお金ちょうだい。」というふうな制度にすべきなのかとかって、そういった議論にもなってくると思うので。もちろんその、お金だけの問題じゃなく民意の問題なので、お金だけの問題じゃないと思うんですけども、そういったところをクリアにしておかないと、実際、何回もやれるような制度じゃないと思うんで、そういったことをどこまで捉えてどこまで制度設計するのかというのが、これからちょっと重要になるのかなと。

これを条例の中に規定するのか、それとも施行規則みたいなもので細かく規定しておくのかとか、という議論にもなると思うんですけども。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 今の御質問については、選挙制度においては選挙公営制度がございまして、自動車であるとかポスターであるとか、一定選挙についてはビラを作った場合にも、公費で負担されるという制度になっております。住民投票の制度設計を考えるときに、公職選挙法の影響はかなり大きいのは事実ではあるんですけども、全く同一の制度としなければならないかということところは、一切、当然（住民投票については）規定されていないところがございますので、そもそも、例えばポスター掲示場を作ってますね、賛成反対のポスターを貼ることまでを税という原資を使って制度化することが適切であるのかとかですね、そういうことを想定していった中で、最終的に、（住民投票制度において）公営制度を作るのかどうかということとは、判断されるべきであろうと考えているところです。

公営制度は、また、選挙運動に相当する住民投票運動をどのように規制するのかという中で考えられるところで、どういったもの、お金を担保するのかどうかということも含

めての議論になろうかと思いますが、住民投票の個別論点の11につきましては、同日で実施をすることの費用的な問題をどう考えるのかということと、後は、費用でない側面、住民投票による民主性（の担保）と言いますか、その正当性を担保するに当たって、同日実施というものが及ぼす影響はどうかということ、その2点を検討していったら、最終的に判断をする、どういうやり方が望ましいのかということをお判断することになろうかと思えます。

それから、費用については、特に（制度の）詳細が決定しなければですね、まあ分からない部分はあるのですが、選挙権を有しており、なおかつ、住民投票の投票権も有している方は通常の選挙の投票所で（いずれの投票も）できる形になりますが、そうでない方については、別途投票所を設けるのか、それ（投票所）をセパレートした形です、投票の秘密が守られるような状況で、概念として投票所を分けてやるという方法も可能なのかどうか。これは、期日前投票あるいは不在者投票を行った時にも、現行の不在者投票所、期日前投票所は4か所でしたか。

○説明員（磯崎選挙管理委員会事務局主査） 4か所です。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 今、現状4か所ということですが、同じように4か所作る必要があるのかとか、そういう選挙人に対しては本庁舎だけに限るのかとか、そういうような同日の場合は技術的なことを考えて詰めていかないと、なかなか正確に費用が減るかどうかということところは、議論が難しいところがあります。

●東会長 そろそろ定刻が迫ってきておりますが、コストの点についてはですね、住民投票条例制度というものを常設型で設けるといことは、そもそも新たな費用の発生、経費の発生を見込んだ制度なわけですよ。

●高野委員 自治体としては、できればやってほしくないのではないかなとは思いますが、

○事務局（中村市民自治推進課主査） まあ、コスト面のことを考えると制度を設計しないということが一番安いこととなります。ただ、その反面ですね、そういう制度を設けるといことは、やはりその民意を適確に把握できるような環境の下で行われることが期待されているということです。

●東会長 はい。ですので、ある程度、これまで以上のコストの発生の可能性があるということを含んだ制度の導入であるということですので、その制度そのものをより活かすために、民意を正確に反映されるような状況を作るためには、やはり、選挙との相互の影響というのは避けた方が、住民投票にとっても選挙にとってもいいんじゃないかと、ベターではないかという気がしますので、同日というのはできるだけ避けた方がいい、というよりも、むしろ必ず避けるべきだということですね。まあ、若干、コストは犠牲にしてもですね、そちらの方を採った方がいいんじゃないかなというのが私の考え方なのですが。

さらに、選挙との同日を避けるという場合もですね、選挙は一定の選挙運動期間がございます。それで、その選挙の前後のある一定の時期も避けたほうがいい、前後も含めてですね、考えた方がいいんじゃないかなという気がするんですが、そこをですね、条例に明記するのか、あるいはそうではなくて期日を設定する設定権者の判断に任せるのかということはあるのかとは思いますが。

いずれにしても、同日というのはやはり避けた方がいいんじゃないかなというの、この会の中の意見ではないだろうかというふうに思います。

「必ず分ける。」ということの規定するかどうかというのはまた、議論はあると思うんですが。「止むを得なく同日」ということまでをも許容するという意見もございましてしょうけれども、私の個人的な意見としては、それは、一定の期間は避けた方がいいという考えなんです。江川さんなんかは、「絶対避けるべきだ。」というお考えですが。

●高野委員 今まで、常設（型の住民投票条例に基づいて）は多分、住民投票をやっている所はないと思うんですけど、個別（条例）で、例えば市町村合併とかでやったとき、大体、これくらいの費用がかかって、ポスターとかそういうのって、その自治体は貼ったりしてたんですかね。「住民投票しますよ。」という告知、告示になるんでしょうけど、実際は、どういふ感じで他の自治体はやられてたんでしょうか。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 住民投票についてのポスターとか作成するもの考えたときに、まず考えないといけないのは、投票啓発として行われる部分と、もう一つは、その情報を判断するための情報提供としての市としてのポスターであるとか公報であるとかというものが考えられるところかと思いますが、啓発等に関しましては一定程度、選挙で同様のことをやっているということもありますので、例えば広報車を出して「投票日はいつです。」というものを市長選挙、市議会選挙、その自治体の選挙（で実施されているもの）に準じた形でやられている自治体というのが多いのかなと考えているところがございます。

なお、賛否に関する情報についてどのように出していくのかというのは、自治体の考え方かなり影響されるところかと思いますが、そこはまた、別な論点のところでもありますので、そちらのほうで議論いただければと思います。

●高野委員 さっき福井さんがおっしゃったような、巻町のときの、何かどうも住民投票条例を作りたいとかいうときに出てくるのが、そういう積極的な市民の方が、自分たちの理想なり政策の実現性を目指してやっているの、基本的に自分たちがお金を出し合っってそういう説明会を開いたりとか、ポスターを貼ったり集会をしたりとかいうふうなイメージが非常に強いんですけども、条例ができると、ある程度自治体の関与というものが出てくると思うんで、その点というのはどの辺まで想定されて他の自治体も含めてやっているのかなというの、気にはなっているんですけどね。

○事務局（中村市民自治推進課主査） （平成18年の）岩国市における（米軍空母艦載機の岩国基地への移駐案受入れの賛否に係る住民投票の）場合の例なんですけれども、まずは対象事項に関する情報提供といたしましては、市の広報紙で住民投票の周知広報を出している。それから次の号におきましては、住民投票の実施であるとかテーマの内容に関する広報を市から掲載しており、また、新聞等によりまして市長緊急声明の折込チラシ、あるいは投票日周知チラシを新聞等に折込み等で行っているようです。それから、市のホームページにおきましては、これは市長からの発議だったということのようなんですけれども、岩国市の住民投票実施発議書をホームページに掲載し、なおかつその岩国基地再編案に対する質問事項とその回答とか、防衛施設庁長官からの現状説明、あるいは、在日米軍再編問題の経緯と取組とか、そういった関係資料を出したということのようございまして。それから投票に関する事務的な情報といたしましては、広報車2台による投票日の周知ですとか住民説明会を15か所で開催する、あるいはホームページ、横断幕、ポスター、

立て看板、ごみ収集車によるアナウンスとか、そういったような形でやられているということかと思えます。

この部分につきましては、具体的にそのような住民投票が行われるということになった時には、（既に）選挙等でノウハウを得て一般的に行われていることが、（住民投票の）啓発行為としても行われるということが想定されますが、自治体の考え方ということになりますので、それが行われるであろうということは現時点では言えますが、具体的にどういうふうにやっていくのかということについては、「こういうことをやるべきだ」というのがあれば、それはまた別な論点で（お願いできればと思います）。

それについては、条例上に書かれるかどうかという問題はあるのですが、市が行うべき情報提供の在り方としてどのようなものが求められるのかということ（会として）提言していただくことは可能なのかなと思います。

●高野委員 分かりました。

●東会長 ちょっと時間の関係がございますのでまとめさせていただきますが、もし御異論があれば継続ということにいたしますが。

選挙との同日実施については、これは、同日実施を義務付けるという考え方は採らないと。

選挙と同日実施になる可能性を認めるかどうかというところで、若干、意見の違いがあるのかなという気がいたしますが、まあ、それでもなるべくコストの点さえ考えなければ、同日実施は避けた方が望ましいという考えであろうと思われまますので、やはり、まあ、コストの点も重要な論点ではございますが、それよりもこの住民投票制度そのものが、期待されたような効果をもたらすような時期に実施するということが望ましいし、また、（住民投票が）選挙に影響を与えない、また、選挙が住民投票に影響を与えないという、選挙と住民投票の相互の影響というのをできるだけ避けた方がいい。まあ、避けるべきだと、そこまで強い意見もございますので、ある程度、できるのであれば選挙との同日実施は避けて、場合によっては、同日でなくても選挙運動期間があらかじめ分かっている場合には、一定の期間はですね、住民投票は避けた方がいいという意見もあるという辺りでまとめたいと思います。

それから、住民投票に要する費用についてはですね、今、色々お話がございましたように、投票を実施する前の啓蒙活動、周知活動、広報活動に係る経費、それから実際に投票所を開設するなどの投票所に係る経費等ございますが、いずれも今の話ですと市長選挙を実施するのと同程度の費用が見込まれるであろうと。ただ、それについては止むを得ない、まあ、いわゆる「民主主義のコスト」としてですね、考えるかどうかという点で、まだ、皆さんのお考えは十分伺ってませんけれども、コストはできるだけ下げた方が望ましいというのは、みなさん一致するところだと思います。いや、かけた方がいいんだということも中にはあるかと思いますが。コストをかけるということがデメリットであるということであれば、どこまでコストを下げ、十分な住民投票についての情報提供を行って、また実際に投票日に投票できる便宜を図るかどうかということを考えますと、やはり、選挙と同じくらいのコストを覚悟しなければならないということで、覚悟をすべきかどうかということではここでは言わないで、それくらいのコストはかかるということでまとめてはいかがでしょうか。

それから、住民投票の期日については、これは特に議論はないと思うのですが、30日から90日の間ですね。この間に、つまり、住民投票を実施する通知があった時から1か月後から3か月後までの間に実施するという辺りで特に問題ないかと思いますが。あるいは

は、30日というのを取り払うとかですね、そういう考えもあるかとは思いますが、衆議院議員総選挙にしても解散の日から40日以内というのがありますので、まあ、30日くらいが妥当なところかなというふうに考えております。

もし御異論なければ、本日、11の論点まではですね、以上のような整理でまとめさせていただきたいと思いますが、皆さんいかがでしょうか。

特に御異論ないということですので、これをもちまして本日の検討は終わらせていただきます。それでは、事務局の方からお願いいたします。

(2) その他

○事務局（中村市民自治推進課主査） それでは、次回の日程につきまして、事務局といたしましては、1月15日火曜日、16日水曜日、17日木曜日で調整を図りたいと考えているところでございます。特に皆様の御支障がなければ、1月16日水曜日での開催で作業を進めたいと考えておりますが、委員の皆様の御都合の方はいかがでしょうか。

●会場の委員（15日、16日、17日、複数の委員の支障ありの声）

○事務局（中村市民自治推進課主査） 事務局案でございますので、皆様の御都合が合う日に設定したいと考えておりますけれども、その翌週ということであれば、どうでしょうか。

●東会長 22日、23日、24日辺りでしょうか。

●会場の委員（水曜日以外なら支障なしの声）

●東会長 22日が火曜日、23日が水曜日、24日が木曜日ですが、そういたしましたら、今、水曜日以外ならという声があったので、22日の火曜日辺りはいかがでしょうか。

それでは、1月22日火曜日ということで、事務局の方で準備をお願いします。

○事務局（中村市民自治推進課主査） はい、了解しました。なお、正式に決定次第、また御連絡を差し上げたいと思います。

それで、現在、論点整理につきまして、予定では第3回目（今回）で、全て一周する予定であったのですが、若干スケジュール的に遅れております。事務局といたしましては、当初、会議について5回で考えていたのですが、止むを得ない場合には6回目ということも念頭に置きながら進めたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。年度内を目途に（提言）ということで、最終的に決定していきたいとは考えておりますので、よろしくお願ひします。

●東会長 はい、じゃあ、どうも皆さんお疲れ様でした。

4 閉会